

様式第1-1号(第3条関係)

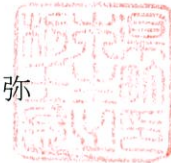
壬生町公告 第16号

入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年5月17日

壬生町長 小菅 一 弥



1 入札対象工事

工 事 名	令和4年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第2工区
工 事 場 所	壬生町大字壬生甲地内
工 期	180日間
工 事 概 要	延長 L=520.7m 管布設 VUφ150mm 417.8m 管布設 VUφ75mm 96.2m マンホール工 1号人孔 5箇所 マンホール工 小口径人孔 2箇所 取付管及びます工 9箇所 付帯工、復旧工、仮設工 1式
予 定 価 格	45,200,000円(消費税相当額を除いた額)

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

壬生町から令和3・4年度建設工事入札参加資格を受けている業者で、開札日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態	単体
業 種	土木一式工事
対 象 ラ ン ク	壬生町内A級及び町外業者については栃木県内A級以上の者とする。(町内業者においては令和3・4年度壬生町建設工事入札参加資格審査申請時における総合評点及び町外業者においては栃木県の令和3(2021)・4(2022)年度入札参加資格審査時における総合点数とする。)
建 設 業 許 可	特定又は一般

配 置 技 術 者	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、本工事に対応する技術者を専任で配置できること。
そ の 他	壬生町又は下野市に建設業法第3条に基づき設置された本店又は支店等があること。
	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。（本工事の技術者との兼務は可）
	本工事の近接工事の受注者または落札候補者でないこと。 【対象となる既発注近接工事】 令和4年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 農業集落排水事業 旭町・星の宮地区 管路工事 第1工区

3 入札日程等

参加申請書等 交 付 期 間	本公告日から 令和4年5月24日 (火) まで	壬生町公式ウェブサイトからダウンロード https://www.town.mibu.tochigi.jp
参加申請書 受 付 期 限	令和4年5月24日 (火) 消印有効	提出方法：郵送 (持参は受付しない。) 提出場所：〒321-0292 下都賀郡壬生町大字壬生甲 3841 番地 1 壬生町役場総務部総務課管財係 宛
設計図書等の閲 覧及び入手方法	本公告日から 令和4年5月24日 (火) まで	閲覧：行わない。 入手方法：設計図書等は建設部下水道課集落排水係で貸与する。
郵便入札用専用 封筒等の送付	令和4年5月26日 (木)	左記期日をもって、参加業者宛に郵送する。
設計図書等に関する 質疑提出期限	令和4年5月26日 (木) ※質疑がない場合でも、 質疑がない旨FAXして下さい。	提 出 先： 建設部下水道課集落排水係 (FAX 番号) 0282-82-7708 質疑書の指定様式は、町公式ウェブサイトからダウンロードする。
設計図書等に関する 質疑回答日	令和4年5月31日 (火)	回答方法：回答は書面（FAX）をもって当該質疑書の提出があった者のみ行う。
入 札 方 法	郵便入札	
入札書等送付先	壬生郵便局留 壬生町役場 総務部 総務課 管財係 宛	
入札書等提出期限	令和4年6月2日（木）壬生郵便局必着	

開 札 日 時	令和 4 年 6 月 3 日（金） 午前 9 時 20 分	
開 札 場 所	壬生町役場 特別会議室 2（2 階）	
低入札価格調査制度	適用（失格基準価格：有）	
開 札 立 会 人	入札参加申請の受付順に番号を付し、うち抽選により 3 人を立会人とし選任する。	
立会人選任通知日	令和 4 年 5 月 27 日（金） 選任された立会人には、立会人選任通知書を通知（FAX）する。 代理人が立ち会う場合は、選任された立会人から立会人委任状を提出する。 立会人委任状の指定様式は、町公式ウェブサイトからダウンロードする。	
確認書類提出日	提出を求められた日から起算して 2 日以内（町の休日を除く。）	提出場所： 壬生町役場 総務部 総務課 管財係
落 札 の 可 否	確認書類が提出されてから起算して 2 日以内（町の休日を除く）に通知する。	

4 入札保証金等

入 札 保 証 金	免 除
契 約 保 証 金	納 付
支 払 条 件	前金払：有 中間前金払：有 部分払：有 ※中間前金払と部分払いについては、いずれか選択とする。

5 その他

(1) 別紙「壬生町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項」に示すとおりとする。

(2) 低入札価格調査制度に係る契約保証金の特例

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札においては、調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものと契約を締結する場合の契約保証金は、請負代金額の 10 分の 3 以上の現金又はこれに代わるものの納付とする。

6 照会先

【入札公告内容】

壬生町 総務部 総務課 管財係 TEL 0282-81-1809 FAX 0282-82-8262

【工事内容】

壬生町 建設部 下水道課 集落排水係 TEL 0282-81-1841 FAX 0282-82-7708